

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-14
許認可等の種類	指定完成検査機関の指定			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第58条の18			
許認可等の概要	指定完成検査機関の指定は、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。 又、5年ごとにその更新を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について (基本通達 平成26年7月14日付 20140625商局第1号) 2 都道府県から通商産業省への照会及びそれに対する回答 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 3 高圧ガス保安法、同法関係政省令、告示等に関する個別通達 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院保安課監修 高圧ガス保安法令例規集に掲載) 4 高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について (個別通達 平成12年12月22日付 平成12・09・20立局第3号) 			
基準の制定根拠	上記()内のおり			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	40日(経由機関(地域振興局)10日 処分庁30日)			
期間の制定根拠	過去の実績より			